

行政等からのお知らせ



新潟市資産税課

固定資産税(償却資産)の申告はeLTAXの電子申告をぜひご利用ください！

固定資産税は、土地・家屋のほか**償却資産**(事業で利用している機械・器具・備品等)も対象です。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ1月1日現在における当該償却資産について申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

該当の資産がある場合は、**令和8年2月2日まで**に申告をお願いいたします。

申告の際には、オフィスやご自宅から申告できる便利な**eLTAXの電子申告**をぜひご利用ください。

● 儻却資産申告について、詳しくは新潟市のホームページをご覧ください

「新潟市ホームページ」<https://www.city.niigata.lg.jp/> **新潟市償却資産** で検索

● eLTAX(電子申告)について、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください

「eLTAXホームページ」<https://www.eltax.lta.go.jp/>

「eLTAXよくあるご質問」<https://eltax.custhelp.com/>

償却資産の
申告について



eLTAX
ホームページ



eLTAX
よくある質問



お問合せ

新潟市 資産税課 儻却資産係

電話：025-226-2277 (直通)

E-mail : shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

内閣府再就職等監視委員会事務局

国家公務員の再就職等規制にご協力を

■ 再就職の依頼・情報提供の規制

現役の国家公務員が、営利企業等の求めに応じる場合であっても、他の国家公務員・OBの再就職を依頼し、又は再就職させる目的でそれらの者の情報提供等を行うことは禁止されています。

■ 利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等の求めに応じる場合であっても、再就職の約束などの求職活動を行うことは禁止されています。

■ 元の職場への働きかけ規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています。(原則として退職後2年間)

★ 皆様へのお願い

規制違反においては、企業名が特定・公表されることもあり、企業の皆様にとって期せずして不名誉なこととなりかねません。規制違反となる行為を知つていただき、こうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為の通報は、右記連絡先までお願いいたします。秘密を厳守します。



お問合せ

内閣府再就職等
監視委員会事務局

TEL : 0120-344-954
(フリーダイヤル)

